

グローバル スチュワードシップポリシー

責任あるオーナーシップへのアプローチ



責任ある
オーナー
シップへの
アプローチ

グローバルスチュワードシップ ポリシー

責任あるオーナーシップとは？

責任あるオーナーシップ、あるいは投資家のスチュワードシップとは、投資先企業の長期的価値に影響を及ぼす可能性のある事柄の監視、関与、必要に応じた介入などの投資家活動を指します。

責任あるオーナーシップを通して、戦略、業績、リスク、資本構造、そして企業文化や報酬を含むコーポレート・ガバナンスなどの様々な課題に関し、企業と株主が健全な対話を育むための関係構築を目指します。

スチュワードシップの責任は、多くの投資家が行う財務分析にとどまらず、企業が持続可能で、全てのステークホルダーの長期的利益のために事業を運営することを確保し、投資家がベスト・プラクティスと透明性の改善に向けて、インベストメント・チェーン内の他者と協力することを期待しています。

UBS-AMのスチュワードシップ方針

UBS アセット・マネジメント（以下UBS-AM）は、当社が顧客のために保有・運用する資産の優れたスチュワード（財産管理人）の役割を務めることにコミットするスチュワードシップ方針を掲げています。UBS-AMは、自社のアプローチと、投資に関する顧客自身の信条、方針、ガイドラインとの整合性を確保することを顧客が期待していることを認識しています。UBS-AMは、優れたガバナンスと高度な企業慣行を推進することによって積極的な株主になることを目指しています。

UBS-AMは優れたスチュワードシップの原則を尊重しており、日本や英国を含む複数の国々（Appendixをご参照）におけるベスト・プラクティスのスチュワードシップ・コードの署名機関であり、また国連責任投資原則（PRI）の署名機関であります。

UBS-AMは、大手投資運用会社として、伝統的な投資（株式、債券、マルチアセット）、オルタナティブ投資、不動産投資、インフラ投資、プライベートエクイティ投資などの投資ソリューションを世界中の個人顧客、金融仲介機関、機関投資家に提供しています。多数の地域で広範な戦略を採用する中で、社内におけるスチュワードシップの活動範囲はある程度異なる場合があります。

広範な投資プロセス内でのスチュワードシップの統合

（株主による）オーナーシップと（従業員による）経営の分離は、様々な利害が衝突する場合には、事業運営を一層難しくする可能性があります。UBS-AMは、顧客のために投資する企業が成功を収めることに対して、強い関心を持っており、相互の目標と懸念を理解しつつ、スチュワードシップ活動を通じて、投資先企業との関係を構築することを目指しています。UBS-AMは、企業にとってコーポレートガバナンス・環境・社会（ESG）要因の重要性を認識しています。また、本来重要な非財務的要因は、持続可能性の指標であり、考慮するデータが広がることは投資プロセスに役立つと考えています。そうした非財務的要因は企業の将来の収益とコスト、ひいては投資家およびその受益者または顧客の長期リスク調整後リターンに直接的な影響を及ぼす可能性があります。このため、可能な限り、係る要因を評価し、キャッシュフロー、バリュエーション、成長機会に関するUBS-AMの分析を含む全体的な企業リサーチ・プロセスと投資決定プロセスに積極的に組み入れることによって、顧客の資産価値を保護・強化することを目指しています。

UBS-AMのステュワードシップに対するアプローチとESG要因に関する考察には、データ分析、情報共有、持続的な議論そして、最も重要な点としてエンゲージメントが含まれます。これは、投資プロセスの一環として行われ、UBS-AMが顧客のために投資する企業に関する知識と信頼を高めます。企業とのミーティングは一般に、UBS-AMのアナリストおよびポートフォリオマネージャーで構成される投資チームと、当該企業の会長や、筆頭取締役、最高経営責任者（CEO）または財務責任者との間で行われます。

これらのミーティングによって、UBS-AMは企業戦略などの議題について議論することが可能になり、経営成績の評価に役立ちます。また、当社の期待や重要な課題に関する当社の見解を説明し、時間の経過に伴う特定の企業の推移を監視する機会が与えられます。

UBS-AMは企業との議論に加えて、顧客の利益保護を目的に、開示方針と市場の変化について適宜レビューし、議論することを目指しています。この例としては、サステナビリティ会計基準審議会（SASA）との協力が挙げられます。

UBS-AMのステュワードシップ戦略

ステュワードシップは、アクティブ投資とインデックス投資のどちらにも関連します。アクティブ投資戦略については、長期的な収益が生まれる投資判断に重点を置き、インデックス投資戦略は、経済の不安定化や非効率性など、広範囲に影響の及ぶ負の外部性に対処します。

UBS-AMのステュワードシップ活動は4つの柱から構成されています。

テーマ別エンゲージメント：これらのエンゲージメントは、入手可能な内部、外部のリサーチによって分析された材料を考えた上で、サステナビリティとUBSアセットマネジメントのサステナブル戦略に基づいた具体的なテーマに焦点を当てていきます。エンゲージメントは直近の企業パフォーマンスに関係のあるトピックや高い関連性のあるセクター、投資戦略の中での影響の可能性やエクスポージャーを考慮に入れて、特定します。主題のエンゲージメントを支えるリサーチは、サステナブル投資やステュワードシップの専任チームによって開発された内部のスコアカードに沿っています。この調査は、エンゲージメントプログラムの始まりと終わりで企業パフォーマンスを評価することにも使用されています。

受動的なエンゲージメント：「世界人権宣言」、「労働における基本原則及び権利に関する国際労働機関宣言」、「環境と開発に関するリオ宣言」、「国連腐敗防止条約」など国際基準に対する重大な違反に関わる企業との対話を示します。国連グローバル・コンパクトの10原則は懸念事項を明確にする一般的な参考フレームワークとして考えられ、UBS-AMは第三者の調査機関を利用してポートフォリオや戦略の危険性を明確にするプロセスを構築しました。最初のスクリーニングの後には、その事例についての公共の出版物や企業を含めた話し合い、NGOや第三者機関のレポート、可能であれば他の投資家による調査結果を考慮にいきます。対話の目的は、企業が特定された違反を事実上終結させ是正するとともに、将来の不祥事再発の防止を目的とした経営の失敗への対応を確保することにあります。

議決権行使の決定に関するエンゲージメント：エンゲージメント関連の議決権代理行使はAGMやほかの株主総会よりも前に、行使方針やUBS-AMの見解についての企業とのコミュニケーションなどの情報提供に取り組んでいます。多数の議決権行使決定がマネジメントとの協議の必要性がないまま内部や外部のリサーチによって決められていますが、いくつかの状況下においては議決権行使に含まれたより詳細なビジョンの理解やアイテムの本質を実際に交流し、知ることが重要です。これらの会話は、取締役役員候補や報酬制度、取締役会の影響力、株主決議への企業の反応などの問題に解決の光を投じます。議決権代理行使のエンゲージメントは普通、行使における財務リスク、問題の深刻さ、アイテムの複雑さによって特定されます。

積極的なエンゲージメント：UBS-AMのアナリストとポートフォリオマネージャーと企業の間での、ビジネス戦略や企業価値に対し、積極的かつ実質的な影響が見込まれるリスクや機会といった特定の問題についての前向きな対話を示します。これらの企業のマネジメントとのディスカッションはさらなる情報の入手と長期的に財務パフォーマンス向上の促進を目指して行われています。企業経営陣とのこうしたやり取りは、より多くの情報を収集し、長期的な業績向上をもたらす企業慣行に影響力を及ぼすことを目指して行われます。

投資先企業のモニタリング

グローバル市場全体における様々な法律および文化的な枠組みは、スチュワードシップの実行方法やモニタリング方法に影響を与えますが、多くの国々では企業のガバナンスのベスト・プラクティスが次第に明確に定義され、受け入れられるようになっていきます。

しかし、世界全体ではコーポレート・ガバナンスに対するアプローチは異なっており、ガバナンス・コードを単に順守することが必ずしも良いガバナンスにはならないことをUBS-AMは認識しています。当社はエンゲージメント・プロセスを通じて、取締役会の最高水準のリーダーシップと経営管理を採用するよう企業に働きかけています。当社は、企業の行動を促すのは強力なガバナンスであり、企業が有効なガバナンスを示す場合には、環境・社会的な課題に対する十分に検討されたアプローチが一般に導入されると考えています。このような事柄がうまく管理されるならば、長期的な企業業績と株主価値の向上につながるはずで

年次株主総会は、UBS-AMが抱く懸念に関してメッセージを取締役に伝える機会をもたらします。一方、UBS-AMが顧客に代わって、環境、社会、コーポレート・ガバナンスに関する課題について企業と話し合うUBS-AMの取り組みは、単に年に1回の議決権行使だけにとどまりません。

取締役会の有効性を取締役会の外から判断するのは難しい場合があります。UBS-AMは、有効な監視がスチュワードシップにとって不可欠な要素であると考えています。このため、当社はエンゲージメント活動を外部に一切委託していません。

UBS アセット・マネジメントのモニタリングには、以下が含まれます。

- 当社のアナリストとポートフォリオマネジャーが投資先企業を定期的に監視し、企業の業務執行役員および非業務執行役員と頻繁にミーティングを行う。これにより、当社は戦略、買収、資本配分、業績などのガバナンスの「アウトプット」の成否を判断する機会を得ることができる。
- 年次株主総会に先立ち、そして適宜、臨時で（取締役会委員会構造などの）ガバナンスの「インプット」をレビューする。
- 市場関係のニュースソースと企業の発表を通じて、企業の進展を継続的に監視する。
- 懸念事項を特定し投資先企業の監視を支援するため、当社のデータベース上で共有する社内情報と、ISS/MSCI ESG リサーチ/サステナリティクスが提供する情報を含め、外部専門家であるセルサイドのリサーチやESG 評価ツールの双方を利用する。
- 監視プロセスの一環として、企業が「comply or explain（規範を順守する、もしくは順守しない場合には説明する）」という視点から報告する可能性のある、当該のコーポレート・ガバナンス・コードからの逸脱に関する説明の質を評価する。

このアプローチによって、UBS-AMは企業の価値と主要なリスクを特定することができます。環境と議論される課題に応じて、エンゲージメントの優先順位を付け、実行します。企業の株式を大量に保有している場合、あるいは企業の戦略的な方向性または経営成績に関する課題を特定した場合には、UBS-AMの懸念について企業と協議します。当社のエンゲージメントは、定期的に行われる場合や、特定の取引状況に基づく場合があります。エンゲージメントの多くは数年間続きます。課題に応じて、またエンゲージメント活動がリアクティブなものか継続的な議論の一部であるのかに応じて、当社のエンゲージメントは書面での連絡、電話会議、または対面でのミーティングといった形態をとります。

UBS-AMは企業とのミーティングおよび当社の議決権行使結果の記録を取っています。また、時間の経過に伴う進展をレビューし、特定した課題を追跡します。

企業へのエンゲージメントの期間を通じて、UBS-AMは非公開情報を提供されるような例外的な場面を回避するために、投資先企業とのコミュニケーションを管理しています。当社は以下を条件に、内部関係者になる意思があります。

- UBS-AMの合意
- 限定した期間
- UBS-AMの顧客利益にかなう

このような場合、UBS-AMは当該情報が厳密に保護されることを確保し、当情報の受け取りに関して適用される規制要件とUBSの社内手続きを順守します。

介入と上申に関するUBS-AMの戦略

UBS-AMは取締役会の構造などの伝統的なガバナンスのインプットだけでなく、業績などのガバナンスのアウトプットに基づき、企業を評価します。UBS-AMにとって最も重要な課題の一部を以下に挙げます。

- 戦略 - 買収と資本配分を含む
- 業績
- 取締役会の質
- リスク管理
- 報酬
- 評判
- 環境と社会に対する影響
- 企業倫理と企業文化

UBS-AMは、企業の取締役会が以下を常に確保するよう奨励します。

- 取締役会全体による戦略の承認と全ての主要な戦略的意思決定（例：合併・買収）に対する全面的な関与
- 有効な企業のリーダーシップ
- 適切な後継者育成計画の整備
- 取締役会が経営陣の責任を問うために必要な全ての情報入手
- 執行役員と株主の利害の一致
- 正確で独立した会計監査
- 企業のブランドと評判の保護・強化

企業との議論にもかかわらず、UBS-AMの懸念が十分に対応されない場合もあります。企業が当社の期待に応えず、当社が定期的なエンゲージメント・プロセスを通じて、提供された説明に満足しない場合、UBS-AMは懸念を取締役に上申することがあります。最初の例では、会長または他の上級非業務執行役員とのさらなる議論を通じたものになります。

このようなエンゲージメントは選別的かつ集中的で、UBS-AMが確認した特定の問題が中心となります。当社は特に株主価値の喪失を最小限に抑えるために早い段階で企業に関与したいと考えています。企業への介入の要因には、ガバナンスの失敗が原因で株主の利益がリスクにさらされていると判断した場合が含まれます。

UBS-AMのエンゲージメントを上申するか否かについての意思決定にあたっては、以下を考慮します。

- UBS-AMの懸念を引き起こした状況
- 潜在的な悪影響の重大性
- 国のガイドラインを含めたベスト・プラクティス基準
- 企業から提供される説明
- UBS-AMの顧客にとっての問題の重大性
- ある期間における懸念のパターン
- 成功の可能性

企業が一貫してUBS-AMの期待に応えない場合、あるいは投資家が企業の持続可能性に関わるリスクを適切に理解するための企業のESG開示が不十分な場合、UBS-AMは取締役候補の選出を含め、株主総会での経営陣の提案に対して反対票を投じる決定を下す場合があります。また当社はESGに関するより確固な報告を奨励する場合や、最終的な制裁措置として企業の戦略、あるいは経営陣または取締役会の変更を模索する場合があります。

しかし、UBS-AMはこのような行動を、企業との長期的な関係の崩壊とみなしています。当社は企業の業績が極めて悪い場合、または株主の合理的な懸念であると当社がみなすことを企業が無視し続ける場合に限り、こうした措置を講じます。

UBS-AMはこのような直接的な介入が常に人目を引き、悪い評判が立つことで事態が悪化しかねないリスクをはらんでいることを認識しています。当社は常にこうした議論と行動に関する徹底した情報管理の努力を払います。

他の投資家との連携

UBS-AMの多くの投資における重要な特性により、企業の経営陣や取締役会へのアクセスが当社に提供されます。UBS-AMは一般に、投資先企業に非公開かつ直接的に関与することが好ましいと考えています。なぜならば、企業との長期的な関係を構築することが当社の顧客の利益によりかなうと考えるためです。

他の投資家と連携する前に、UBS-AMは以下についてレビューを行います。

- － 他の投資家との連携または行動が法律や規則によって認められている
- － 投資家の間で、懸念事項と潜在的な解決策が一般的に合意されている

UBS-AMは、連携の取り組みの一環として、コーポレート・ガバナンス/社会/環境関連事項の分野のベスト・プラクティスを認識し、機関投資家と他のステークホルダー・グループの間の対話を改善させるため、公式・非公式双方の投資家ネットワークへの積極的な参加を継続しています。

企業へのコミットメント

UBS-AMは関与する企業の経営陣との関係構築が重要であると信じています。当社は投資先企業に対して、当社からの対話要請を受け入れ、将来を見据えた重要な情報を当社に提供するように求めます。同様に、企業は実りのある有効な対話を可能にするため、以下の行動を当社に期待することが可能です。

入念な準備：UBS-AMは企業との対話を開始する前に、企業が提供する業績とESGパフォーマンスに関する最新の重要情報をレビュー/分析します。また、特定の企業やセクターに関して重要とみなされる事項に関する第三者のリサーチにアクセスします。

現地およびセクターに関する専門知識：UBS-AMは企業との対話を開始する前に、当該の現地市場とセクターに関する専門知識と見解を社内の各チームに求めます。

投資決定との関連性：企業の経営陣とのミーティングで、UBS-AMは投資決定にあたり収集した情報をどのように考慮に入れるかという点について説明します。SIスタッフと投資スタッフは可能な限りいつでも企業との合同ミーティングを行います。いかなる状況においても、エンゲージメント・ミーティングで収集した情報はプラットフォームを通じて社内でも共有されます。

フィードバック：ミーティング中、またはミーティング後、UBS-AMは現在の懸念事項に対しての企業の行動や計画についてのフィードバックを提供します。企業は興味のある分野についての意見も求めることができます。当初の対話の後で、当社は当社のエンゲージメントの目標を経営陣に伝えます。

ベスト・プラクティス：該当する場合には常に、UBS-AMは重要なESG事項に関するリーダーシップと優れたパフォーマンスを示している同業他社のベスト・プラクティスの事例を伝えます。同様に、当社が関与する企業の中で、ESGの課題と機会に関連する革新的な慣行と解決策を打ち出している企業を高く評価します。

コミットメント：UBS-AMは適切なリソースと時間を企業との対話に割り当てます。長期的な価値の創出に向けて企業の慣行が改善するとみなす場合には、特定の期間にわたり継続的に経営陣/取締役会に関与します。

連携：投資家ネットワークの支援と金融市場におけるESGアジェンダの推進に向けた取り組みの一環として、UBS-AMは他の投資家のエンゲージメントへの取り組みをモニタリングし、UBS-AMと投資先企業にとって利益になる場合にはそうした取り組みに常に参加します。

議決権行使

UBS-AMは、株主総会での議決権行使を、当社の顧客資産に有効なステewardシップに関する全体的なアプローチにとって不可欠な構成要素であるとみなしています。議決権行使自体が目的ではなく、監督という当社の役割の中の重要な部分となるものです。行使によって、当社は広範な議題に関する当社の意見を企業に発することが可能になります。議決権行使は、取締役会が投資家の懸念に耳を傾け、それに対応するように促すための方法です。株主総会での行使率の高さは、意思決定が大株主だけ、または短期的な視点だけでなく、全てのステークホルダーを代表するものとなることを後押しします。多数の株主による議決権行使によって、少数株主の利益を保護することができます。

UBS-AMは過去25年にわたり顧客に代わって議決権行使を行っており、顧客のポートフォリオの効率的な運用との利益相反がない場合に限り、世界的に行使を行います。当社は議決権行使期限に間に合うように指図を出す必要性に応じて、適宜、株主総会に先駆けて取締役会に関与します。

UBS-AMのステewardシップやエンゲージメント活動が原因で、あるいは当社の顧客の利益にかなわないと考えられる特定の決議に関連して、企業に対して懸念を抱く場合には、特定の提案を支持しない選択を行うことがあります。これには、企業の経営陣と外部当事者の双方によって提案された決議が含まれます。

UBS-AMの投資アプローチの性格上、当社は一般に臨時株主総会を要請したり、株主決議を間接的に提案したりしませんが、投資家が提出した提案を支持する選択を行う場合があります。大量の保有株に関して、取締役会を支持しない選択を行う場合には、企業に事前に通知しますが、株主総会に先駆けて行使の意図を公表したり、第三者に開示したりはしません。

UBS-AMの議決権行使プロセスは、当社のSSAE16外部手続き検証レビューに組み込まれています。議決権行使に対する当社のアプローチは、UBS グループの内部監査部門によって定期的に監査され、懸念事項は当社の事務リスクイベント再発防止プロセスを通じて解決されるように上層経営陣に報告されます。

英国企業への投資については、英国ガバナンス・コードの原則を支持し、特に「順守する、もしくは順守しない場合には説明する」というルールを重視しています。また、UBS-AMでは独自のグローバル・コーポレート・ガバナンス方針&原則を採用しています。これについては、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

外部サービスの利用

スチュワードシップ責任を果たすためには、投資先企業のコーポレート・ガバナンス構造と慣行に関する正確な情報へのアクセスを持つことが不可欠です。

UBS-AMは顧客のためにグローバル市場で株式を保有する企業の数を考慮し、上場企業が開催する株主総会に関連する情報を取得するにあたり、経験豊富な専門プロバイダーのサービスを利用します。当該プロバイダーは株主総会の議題と各議決権行使項目の現在および過去の背景を提供し、企業のガバナンス慣行に関するコメントを提供することができます。

UBS-AMが当サービスのパートナーに選定したベンダーであるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ (ISS) は、この重要な任務にとって不可欠であると当社がみなす、長期的な経験とグローバル・カバレッジの双方を備えています。専門プロバイダーのサービスを利用することは、当社が議決権行使方法を決定する際に顧客の最善の利益が何であるかを判断することに集中できると共に、企業に効果的に関与できることを意味しています。

UBS-AMは議決権行使の判断を第三者に委託しておらず、当社顧客の株式議決権行使の判断に際して完全な自由裁量を保持しています。UBS アセット・マネジメントは自社の評価を補足するためISS や他のリサーチ・プロバイダーのサービスを利用しており、当社の議決権行使の意思決定は議決権行使助言サービス会社の方針提案に基づくのではなく、UBS の原則に従って行っています。

株式レンディング・ポジションに関する議決権行使

UBS-AMは議決権行使が特に論争的となっていると判断した場合、当社に自由裁量があり、それが顧客の最善の利益となり、顧客のポートフォリオの経済的利益を十分に考慮していると判断するならば、貸し出された株式を回収することができます。当社は追加的な議決権行使権を得る目的で株式を借りることは行いません。

株主総会への出席

UBS-AMのグローバル投資の性質を踏まえると、当社が株主総会に物理的に出席するのは現実的ではありません。しかし、顧客の最善の利益になると判断した場合には、株主総会に出席したり、発言を行ったり、直接議決権行使したりする場合があります。その際には、その理由を事前に企業に通知します。

利益相反

UBS アセット・マネジメントは、上場金融サービス・グループであるUBS グループ AG の完全子会社です。当社は一貫して透明なやり方で行動することにコミットしています。議決権行使方法や企業に関与するか否かを検討する際の主な目的は、当社が常に顧客の利益のために行動することによって受託者責任を確実に遂行することにあります。

実際および潜在的な利益相反が起こり得る状況には、以下が含まれます。

- UBS アセット・マネジメントの一顧客の利益が別の顧客の利益と相反する。
- UBS アセット・マネジメントが当社の顧客のために、UBS グループ AG の上場株に投資する。
- 株主総会で議決権行使を行う上場企業がUBS アセット・マネジメントの顧客である。
- より広範なUBS グループ内の関連会社が当該企業のアドバイザーを務める。
- UBS アセット・マネジメントの従業員の利益がUBS アセット・マネジメントの顧客の利益と直接対立する。
- UBS アセット・マネジメントは議決権の議決権行使に関連して引き起こされる潜在的な利益相反に対応するため、以下のガイドラインを実行しています。
- UBS の原則に沿って議決権を議決権行使し、UBS の方針からのいかなる逸脱についても記録を取る。
- UBS アセット・マネジメントが特定の議決権議決権行使を行う際に利益相反を認識した際には、適切なコーポレート・ガバナンス委員会に利益相反を通知し、コーポレート・ガバナンス委員会はUBS の原則との整合性を確保するために対象となる議決権行使についてレビューする。これには、UBS アセット・マネジメントが顧客のために UBS グループの上場株式に投資する場合が含まれる。
- UBS アセット・マネジメントが顧客のポートフォリオをUBS の公募投資法人やミューチュアルファンドに投資している場合の議決権議決権行使については、投資主総会が開催され、議決権は外部顧客または最終受益者によって直接行使されます。
- 当社の議決権行使の意思決定が当社の全般的なビジネス、セールスまたはマーケティングによる影響を受けることはなく、影響を受ける機能は当社の行使判断プロセス外に維持される。
- UBS アセット・マネジメントおよび銀行/ブローカー・ディーラー/投資銀行活動に従事する関連会社（「関連会社」）は、特定の機密情報の共有を禁じる方針を導入している。UBS の担当者は関連会社と行使の意思について議論することを認められておらず、当社の方針に反して関連会社から連絡を受けた場合には、その件について当社のコンプライアンス&オペレーショナル・リスク管理グループに照会を行う。グローバル・コーポレート・ガバナンス委員会の委員長は通知を受け、最高リスク管理責任者に通知し、特定の状況下では、当社のコンプライアンス・グループはその件について関連会社の担当者と議論する場合がある。
- UBS は利益相反に関する責任の概要に関する特定の定期研修を従業員に提供する。
- UBS グループが UBS アセット・マネジメント（UK）のファンドにシードマネーを提供している場合、シードマネーに起因する行使権を行使することはない
- UBS-AMは英国の金融行為監督機構（FCA）の要件に従って、特定した利益相反、利益相反の性質、利益相反の管理手続きのリストを記録する。

UBS-AMのステュワードシップ活動に関する報告

UBS-AMは顧客に対する定期的な報告およびオンラインで公表された他の情報を通じて、当社のステュワードシップ活動の透明性を提供することを目指しています。当社は、当社の行使、エンゲージメント、その他のステュワードシップ活動に関する記録を取っています。

UBS-AMは、当社が行った行使とコーポレート・エンゲージメントを四半期および年次ベースで顧客に報告しています。可能な限り、当社の報告書には定性的な情報と定量的な情報の双方を含めています。当社の議決権行使報告書には、当社が行使を棄権したケースや、取締役会に反対票を投じたケースがその理由と共に記載されます。

UBS-AMは、当社のエンゲージメントが進行中なものについては、機密事項または慎重に扱うべき事項である可能性に留意し、特に当社と企業との議論の結果に支障をきたす可能性がある場合には、全ての情報を完全に開示しない選択を行うことがあります。

国連責任投資原則（PRI）に対する当社のアプローチは、当社のウェブサイトにて公表されています。

集計された行使記録は四半期ごとに開示されています。

米国、カナダ、オーストラリアで規制されたファンドに関してはファンド毎に年一回情報開示されています。

ステュワードシップと行使情報については、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

Appendix 1 – Our commitment to stewardship codes

UBS Asset Management are signatories of, or given commitment to, the following codes of best practice in relation to investment stewardship. This document outlines how we meet the requirements of these programs.

International Corporate Governance Network (ICGN) Global Stewardship Principles
UK Stewardship Code
Japanese Stewardship Code
Hong Kong SFC Principles of Responsible Ownership
ISG Stewardship Framework (USA)
Australian FSC Standard 23 on Principles of Internal Governance and Asset Stewardship
Taiwan Stewardship Principles for Institutional Investors

Appendix 2 – Our commitment to industry initiatives and best practice

UBS Asset Management are currently a member of, or supporting, the following global groups and initiatives:

Asian Corporate Governance Association (ACGA)
Council of Institutional Investors (CII)
Global Real Estate Sustainability Benchmarks (GRESB)
EFAMA Stewardship, Market Integrity and ESG Investment Standing Committee
International Corporate Governance Network (ICGN)
Institutional Investor Group on Climate Change (IIGCC)
National Association of Real Estate Investment Managers (NAREIM) - Sustainability and Investment Management Working Group
Principles for Responsible Investment (PRI)
Sustainable Accounting Standards Board (SASB)
UK Investor Forum
US Green Building Council
US Sustainable Investment Forum (USSIF)
Workforce Disclosure Initiative (WDI)
Financial Stability Board's Taskforce on Climate-related Financial Disclosure (TCFD)
Transition Pathway Initiative (TPI)
Farm Animal Investment Risk & Return (FAIRR)



リサーチ & スチュワードシップ・ チーム

UBSのサステナブル&インパクト投資部門では、リサーチ&スチュワードシップ・チームが様々な資産クラスにわたるESGの統合とスチュワードシップ活動を実行・支援する責任を担っています。当社のサステナビリティ・リサーチ・アナリストはトピック別・セクター別の専門分野に特化し、特定企業の分析と、サステナビリティのトピックに関するソート・リーダーシップ・リサーチの提供の指揮を執っています。

サステナブル投資（SI）アナリストはテーマ別、リアクティブ（受動的）、議決権行使という柱（前述の概要を参照）の下で企業との直接対話を実行し、エンゲージメントの論拠と関連目標を策定するために、全ての戦略にわたる投資チームをサポートしています。リサーチ&スチュワードシップ・チームは、ESG/SIの明白なマンデートを持つアクティブ株式戦略の策定・運用の責任を担うグローバル・サステナブル株式（GSE）チームと緊密に連携しています。投資先企業とのエンゲージメントは、これらの投資戦略の主要な要素であり、GSEチームがSIチームと頻繁に連携して実行しています。SIチームとGSEチームはいずれも集合体として、そしてESGトピックとサステナブル投資の促進を目指すイニシアティブにおいて、UBS-AMを代表しています。

投資一任契約に関する留意事項

当社が投資一任契約に係る業務を行う際には、お客様にはご契約の資産額に対し年率 0.825%（税抜）を上限とする投資顧問料をご負担いただきます。その他、組入資産の売買手数料、保管費用等（以下「手数料等」といいます。）を、運用資産を通じて間接的にご負担いただく場合があります。また投資一任契約に基づき投資信託または外国籍リミテッド・パートナーシップ等（以下、これらを総称して「投資信託等」といいます。）に投資する場合は、投資信託等に掛かる運用報酬・管理報酬等（監査費用を含みます。以下「諸費用等」といいます。）を別途ご負担いただきます。これらの手数料等および諸費用等は契約内容、契約資産の額、運用状況等により異なるため、具体的な金額を表示することはできません。また、お客様に直接および間接的にご負担頂く投資顧問料、手数料等および諸費用等の合計額についても、契約資産の額、運用状況等により異なるため、具体的に表示することができません。

有価証券等への投資に係わる主なリスクについて

投資一任契約に基づく有価証券の投資には、株式投資のリスク（価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク）、債券投資のリスク（価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク）、為替リスク、カントリー・リスク、デリバティブ取引のリスク、オルタナティブ投資に係わるリスク、インフラストラクチャー／PE 投資、不動産関連投資に係わるリスク等があります。従って、投資元本が保証されているものではなく、当該有価証券等の値動きにより損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

※リスクや手数料・報酬等の詳細については、契約締結前交付書面にてご確認ください。

商号： UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第412号

加入協会： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、信頼できる情報をもとに UBS アセット・マネジメント株式会社によって作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。投資一任契約のお申込みに当たっては、契約締結前交付書面をお渡ししますので、必ず内容をよくお読み下さい。

© UBS 2019. キーシンボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。